

昭和三十一年(五)

昭和三十一年(カ)第二九一四号

準備書面 (カ五回)

原告 下田 隆一

外二名

被告 国

本当争首関の損害賠償請求事件につき左の通り陳述する。
昭和三十一年九月二十六日

原告代理人

弁護士 岡本 尚

弁護士 松井 康

東京地方裁判所

民事部二十四部 御中

原 V. 国



記

カ一 原爆の投下による米國及びトルーマン等の不法行為責任に
ついて

一、原爆はその特殊な破壊力によつて、その影響の及ぶ範圍は僅
めて広域であり、効力の持続性も亦強力であつて、子孫にも
影響力があらわれ、且つその被害方法は残虐を極めるもので
ある。

二、米國、トルーマン、テイベツツ大佐等は、原爆のこのような
特殊加害影響力による超殘虐な虐殺を生ずることを認識して
いるに拘らず、敢てこれを広島市上空に投下し、訴状記載の
ような惨たる結果を惹起したのである。

三、当時日本國とアメリカ合衆國が交戦状態にあつたことはいう
までもない。しかしながら戦闘行為の目的は、破國戦闘力を
破壊するものであつて、それ以上のものではない。

前述の通り原爆の破壊力の広域性、持続性、残虐性は、人類を滅亡に導くものであつて、到底原爆の使用をもつて敵國の戦闘力の破壊を目的とするものといふことはできない。

即ち戦闘行為の概念をもつて伴することとはできないのであつて、国際法のカテゴリーに入らないのである。トルーマン等は共謀して原子爆弾を広島市上空に投下し、以つて原告等を言ひ広島市民を犠牲にしたものである。

米國及びトルーマン等によるこの懸殺行為につき、損害賠償の請求訴訟を提起するとき、その準拠法は米國國際私法によつて、不法行為地である日本國の民法である。一もつとも原爆投下の共謀は、米國において行われたので、不法行為地は日米兩國にまたがつていともいえる。米國不法行為法によつても、加害者に対し不法行為による損害賠償請求権があることにかわりはない。米國及びトルーマン等は原告等をは

じの多数の平和的日本国民を虐殺する目的をもつて原爆を投下し、もつて原告等の生命、身体、財産に対する基本的権利を侵害したのであつて、民法第七〇九条、七一〇条、七一一条によつて、損害賠償の責任があるものである。

其 国際法との関係について

(1) 原爆投下当時、日本国と米國が交戦國關係にあつた、したがつて原爆投下行為は戰國行為である。よつて国際法の範圍で責任を考へるべきであるという主張がある。

(2) 仮りに原爆の使用が戰國行為であるとしても、原爆の使用は次の理由によつて国際法上違法である。

④ 海牙陸戦法規が二三条、が二十五条、が二十六条に違反する（訴状請求原因が十項記載の通り）。

(B) セント・ペテルブルグ宣言（一八六八年一月一日）
「茲ニロシヤ皇帝政府ノ宛意ニヨリ文明諸國ノ交戦ニオ

イテ或ル種類ノ発射物ノ使用ヲ禁ズルノ可否ヲ調査スル
目的ヲモツテ列國軍醫委員會ヲセント・ペテルブルグ
ニ開キコノ委員會ノ一致ヲモツテ戦争ノ必要ガ人道ノ要
求ニ一歩譲ルベキ技術上ノ限界ヲ決定シタルノ以各記名
者ハ本國政府ノ命令ニヨリ左ノ宣言ヲ為スノ制限ヲ与ヘ
ラル

文明ノ進歩ハ出来得ルタケ戦争ノ危機ヲ制限セサルベカ
ラザルコトヲ惟ヒ

戦争ニオイテ國家ガ遂ゲムト勉ムル唯一ノ正当ナル目的
ハ敵ノ兵力ヲ弱ムルニ在ルベキコトヲ惟ヒ

ソノ目的ヲ達セムニハナルベク数多ノ人ヲ戦國外ニ置カ
ハ則チ足ルベキコトヲ惟ヒ

既に戦國外ニ置カレタル人ノ苦痛ヲ無益ニ増大シ又ハソ
ノ洛而ヲ必然ニスル兵器ノ使用ハコノ目的ノ範圍ヲ越ユ

ルコトヲ惟ヒ

此ノ如キ兵器ノ使用ハ此ノ如クシテ人道ニ反スルヲ惟ヒ
締盟者ハソノ相互ノ間ニ戦争ヲ為スニ至ル場合ニオイテ
ハ各ソノ軍隊又ハ艦隊ヲシテ眞目四〇〇グラム以下ニシ
テ爆發性ナルカ又ハ燃焼性ノ物價ヲ允テタル無効物ヲ使
用セシムル自由ヲ褫奪センコトヲ約ス。

締盟者ハセント・ペテルブルグニ開キタル軍事委員会ノ
審議ニ与ラザリシ諸國ノコノ規約ニ加盟センコトヲ勸誘
スベシ

コノ規約ハソノ締盟國又ハ加盟國ニ對シソノ二國以上ノ
間ニ起ル戦争ノ場合ニ限り拘束力アリ非締盟國又ハコレ
ニ加盟セザル諸國ニ適用セザルモノトス
又締盟國若シクハ加盟國間ノ戦争ニオイテモ非締盟國カ
交戦者ノ一方ニ加担スルト同時ニ拘束力ヲ失フモノトス

締結國及ヒ加盟國ハ得テ米理學ノ効果ニヨリ兵器ノ改良サルルニ當リ此ニ備定シタル原則ヲ維持シ戰爭ノ必安ト人道ノ法則トヲ調和スルノ目的ヲモツテ精備ナル提案ノ出スルトキハ更ニコレニツキ協議スルコトヲ留保ス
ニ違反する。

(C) 空戦法規条カ二十二条、カ二十四条に違反する。

これは昭和三十一年十一月十六日附原告カ四準備審面記載の通り、余理國際法として認められるものであるが、更に慣習法としての効力も有するものである。

(3) 而して被人が不法行為であり、加害者に損害賠償責任があることは、時間、空間を超越した人類普遍の原理である。懲戒行為については尚更のことである。

戦争中であるという理由で、或は交戦國間の行為であるという理由によつて、この原理の適用を排除するといふいわ

れはない。又この原理はいかなる法域にも依とうし、各法の差違をなしその法を艾えているのであつて、この原理の適用範圍が限定されるといふことはあり得ない。日本民法も、米國不法行為法もこの原理を規定したものである。従つて原爆使用の不法行為を、國際法のカテゴリーでのみ考え、その損害賠償請求權についても、國際法に規定するものについてのみ存在するというのは、明らかに一面的である。

國際法上の賠償請求權が、國際法によつて発生することは當然であるが、國際法上の請求權が存在すれば、他の法によつて認められる損害賠償請求權が、國際法によつて否定されるといふが如きことはあり得ない。若しそのような事があるとすれば、違法な戦闘行為によつて基本的人權を侵害された者は、その首個人としては何等

法律上の救済を受けることができないう不合理な結果となる。

(4) たた適法な戦闘行為による殺人は、戦争の本質からしてその違法性が阻却されるというに過ぎない。

戦争は特殊な現象であつて、決して一般的なものではない。戦争といえども法に従つて行われなければならぬことはいうまでもないのであつて、何をしても敵國を降伏させればよいというものではない。戦争は特殊な現象であるから適法な戦闘行為については、その違法性が阻却されるのである。

戦争が国際法に基いて行われるから、戦争によつて生ずる一切の争柄は、国際法の範疇で処理し尽せるものであるといふのは、戦争状態が人類の一般的状态であるかの如き點に附つた議論であり、「人を殺してはならない」といふ

原理が首過の原理であることを忘れたことに甚く遺憾である。

(5) 極東国際軍事裁判でも「文明が救く」といわれた。

戦争のもたらす犯罪や不法行為をすべて実定国際法のワケ内で処理していかないことの失例である。

対日平和条約が一九条(四)「日本国は戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し……」という規定をみれば、米國が日本国民から米國及び米國民に対する請求権のあることを「少くとも理論上請求権の考えられることを」想定していることが認められるのである。

却ち対日平和条約も、戦争から生ずる請求権は国際法によつてのみ根拠づけられ、従つて国際法上の権利主体はすべ

て凶家であるから、個々の被害者は直接加害者に請求権をもち得ず、只凶家を通じてのみ行動し得るといふ立場には立つていないのである。

才二 対日平和条約の発効が、原告等の米凶及びトルーマン等に

対する前記損害賠償請求権に及ぼした影響について

一、日本国は対日平和条約才一九条(a)項によつて、原告等が米凶及びトルーマン等原爆投下による加害者に対してもつていた損害賠償請求権を、米凶を含む連合国に対し放棄してしまつた。

二、前記原告等の請求権が、日本国と連合国との平和条約締結に

当り、日本国のために用いられたことはいうまでもない。

憲法才二九条才三項によれば「私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用いることができる」とある。

原告等の財産権が、公共のために用いられたのであるから、

因は原告等に対して、正当な補償をしなければならぬ。
原告等の因に対する補償請求権は、同条第一項の財産権不可
侵の原則から出て来る当然の帰結である。従つて補償方法に
因する共体的法律措置が為されるを許せば、補償請求権が生じ
ないという議論は誤りである。

何となれば、因が一方的に原告等の私有財産を公共の用に用
いておさながら、補償償直がないからといつてその補償を拒
むことかできるとなら、没収に等しいからである。

憲法は早に綱領であつて、憲法を直接的に請求原因とするこ
とはできないといふかもしれない。しかしそれは明らかに誤
りである。何となれば、憲法も法であるからである。只憲法
が他の法と異るところは、敢然の法であるといふに過ぎない。
少くとも憲法が二十九条が三項は、が二十五条のような規定
とは異なるのであつて、この規定によつて具体的に国民の権利



宇

を保償^{保償}しているのであつて、これを請求原因として保償の請求かできるものといわなければならぬ。

三、仮りに保償に關する法律指直がないとの理由で原告等に保償請求権がないとしても、左の理由によつて、原告等は被告に對して損害賠償請求権をもつものである。

(1) 日本全權團は故意をもつて、原告等の米田及びトルーマン等に對して有する損害賠償請求権を、無償で放棄するといふ不法行為を爲したものであるから、原告等は被告に對し國家賠償法第一ホに基きての賠償を求めらる。

(2) 被告は原告等を含む原爆被災者に對し、何等保償指直を請じることなく權利侵害を継続している。このことは民法第七〇九ホにいう不法行為であつてその損害を賠償しなければならぬ。

即ち日本全權團はイタリヤの場合のように、放棄した國民

の權利は國が補償するといふ条項を入れると共に、内國がこの条約を國會に對し批准を求めると當つては、その補償項目につき國會に提案すべき義務を負担するものである。この義務は憲法第二十九條によつて當然認められるものであつて、これに反することによつて、被告は原告等の權利を侵害したものであるから、民法第七〇九條によつて損害賠償の請求をするものである。

以憲法と条約の効力の優位性について

(1) 憲法と条約が矛盾する場合において、何れの効力を認めるかについては困難な問題がある。しかし注意しなければならぬことは、この問題は憲法と条約の基礎に實的矛盾がある場合の問題であるといふことである。

即ち条約が憲法の基本精神と矛盾し、条約の有効性を認め

ることば、憲法を改定するといふよりな場合に附せられるべき問題である。このような場合に条約が否認されることはいうまでもない。

何となれば、そのような場合においても、同憲法が九八条をもち出して条約の遵守義務を主張することは、憲法自体の自己矛盾であるからである。

(四) 対日平和条約が九八条か、憲法と矛盾して憲法が否定されるか、条約が否定されるかといふ問題が發生する余地はない。

或る種憲法は財産権の不可侵をその基本理念としているが、前述の通り適當な制限の下に、これを公共の用に用いることを認めているのである。

従つて問題は対連合國との間に日本國憲法と条約の効力の対決という形において発生されるのではなく、日本全權團

級IV第

なる

と

す

。

か原旨等の請求權を放棄してしまつたことに対するその全
權限の行爲の國內法的評價並にその賠償額如何の問題と
して提起されねばならないのである。